

# 飲食店等に関するお願い

## ○飲食店等の皆様へ

まん延防止等重点措置の適用に伴い、食品衛生法の営業許可を受けた飲食店や喫茶店※の皆様へ、次のとおり要請します。

※デリバリー、テイクアウト、ホテル・旅館において宿泊者に限定して食事を提供する食堂、コンビニのイトインなどは除きます。

要請期間：令和3年8月8日（日）0時から8月31日（火）24時まで 対象区域：措置区域
営業時間短縮要請（酒類提供の時間）
（法第31条の6第1項に基づく要請） ・営業時間は5時から20時まで ・酒類の提供（利用者による酒類の持ち込みを含む。以下同じ。）は行わないこと
営業にあたっての要請内容
（法第31条の6第1項に基づく要請） ・従業員が検査を受けることの推奨 ・入場をする者の整理等 ・感染防止措置を実施しない者の入場の禁止 （入場済みの方の退場を含む） ・手指消毒設備の設置と消毒、施設の換気 ・マスクの着用その他の感染防止に関する措置の入場者に対する周知 ・アクリル板等の設置又は利用者の適切な距離の確保等飛沫感染防止等の対策 ・カラオケ設備の利用自粛
（法第24条第9項に基づく要請） ・ふじのくに安全・安心認証（飲食店）を取得するなど、感染防止対策の業種別ガイドラインの遵守

## ○県民の皆様へ

県民の皆様におかれては、営業時間の短縮を要請する時間外に該当店舗へ、みだりに出入りしないようにしてください。